

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第88号

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市男女共同参画センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1 1の項を削り、同表2の項中「2」を「(1)」に改め、同表3の項中「3」を「(2)」に改め、「ギャラリースペース又は」を削る。

別表第2 舞台設備の項中

「

め	く	り	台	410
仮	設	舞	台	940

を

」

「

め	く	り	台	410
---	---	---	---	-----

に改め、同

」

表音響設備の項中

「

マ	イ	ク	ロ	ホ	ン	1	本	2,090								
無	線	マ	イ	ク	ロ	ホ	ン	装	置	1	チャ	ン	ネ	ル	4,190	
マ	イ	ク	ロ	ホ	ン	エ	レ	ベ	ー	タ	ー	装	置	1	本	940

を

」

「

マ	イ	ク	ロ	ホ	ン	1	本	2,090						
マ	イ	ク	ロ	ホ	ン			エ	レ	ベ	ー	タ	ー	装

に、

」

「

ポ	ー	タ	ブ	ル	C	D	・	M	D	プ	レ	ー	ヤ	ー	1,040
デ	ジ	タ	ル	オ	ー	デ	ィ	オ	テ	ー	プ	デ	ッ	キ	1,040

を

」

「

ポ	ー	タ	ブ	ル	C	D	・	M	D	プ	レ	ー	ヤ	ー	1,040
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------

に、

」

マ イ ク セ ッ ト		3,140	を
録 音 セ ッ ト		4,810	

「

マ イ ク セ ッ ト		3,140	に改め、同
-------------	--	-------	-------

」

表映写設備の項中

「

ビデオプロジェクター	一	式	6,600	を
データプロジェクター			6,600	
ビデオテープデッキ	1	台	1,780	
D V D プ レ ー ヤ ー			1,780	
ブルーレイディスクプレーヤー			1,780	
大 型 テ レ ビ			3,140	

」

「

データプロジェクター	一	式	6,600	に改め、同
ブルーレイディスクプレーヤー	1	台	1,780	
テ レ ビ			3,140	

」

表照明設備の項中

「

シーリングスポットライト	1	列	1,780	を削り、同
ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト			1,780	
臨 時 照 明 設 備	1 キロワット		410	

」

表その他の項中

「

茶 道 具	一	式	3,350	を削り、同
展 示 パ ネ ル	1枚につき1日		730	

」

表備考1中「、展示パネル」を削り、同備考2中「及び茶道具」を削り、同備考4中「及び録音セット」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(文化市民局共生社会推進室)